ア 専有部分の家屋番号

その建物の中にある全ての区分建物の家屋番号が記載されております。何戸の区分建物が有るかがわかります。

イ 所在

建物が建っている場所を特定します。通常は住所と同じです。住居表示地区（南都町一丁目３番地１）は住所と一致しませんので、窓口で住所とマンション名を伝え確認してください。

ウ 建物の名称

一般的にはマンション名になります。

エ 表題部（敷地権の目的である土地の表示）

マンションが利用する権利を持つ土地の表示が記載されております。通常はマンションの所在する土地と一致します。土地の符号、所在地番、地目及び地積により特定します。

マンションの登記事項証明書の事例

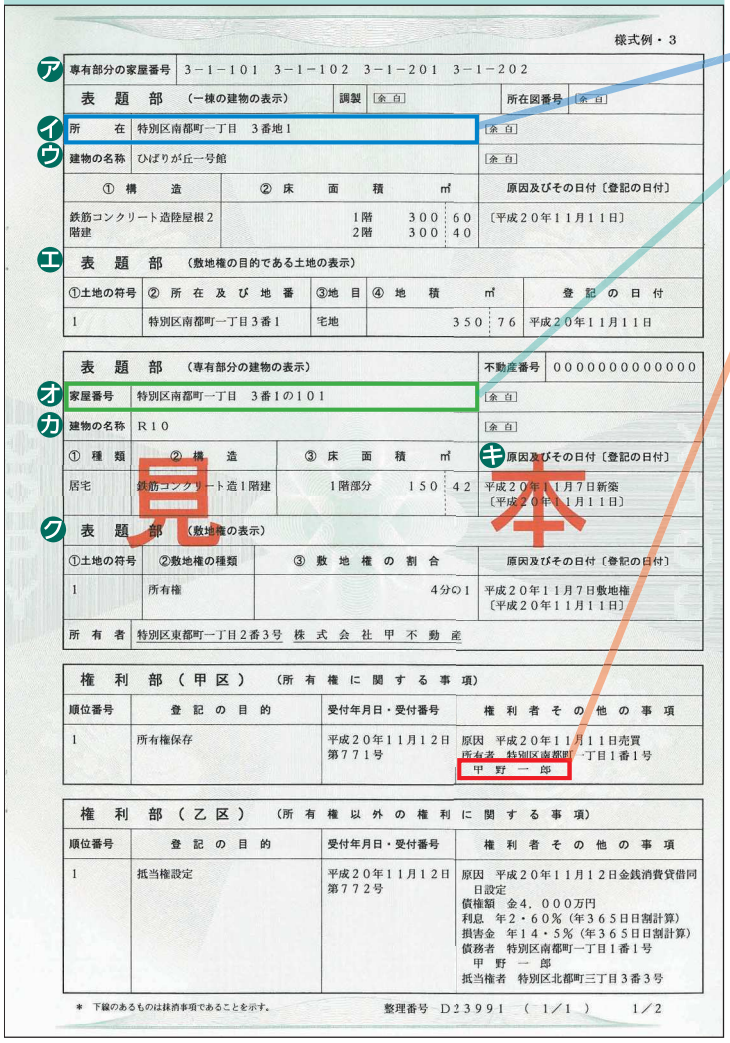

様式例・3

ア 専有部分の家屋番号 ３－１－１０１ ３－１－１０２ ３－１－２０１ ３－１－２０２

表題部（一棟の建物の表示） 調製 余白 所在図番号 余白

イ 所在 特別区南都町一丁目 ３番地１ 余白

ウ 建物の名称 ひばりが丘一号館 余白

① 構造	② 床面積 ㎡	原因及びその日付〔登記の日付〕
鉄筋コンクリート造陸屋根２階建	１階 ３００：６０ ２階 ３００：４０	〔平成２０年１１月１１日〕

エ 表題部（敷地権の目的である土地の表示）

①土地の符号	② 所在及び地番	③地目	④ 地積 ㎡	登記の日付
１	特別区南都町一丁目３番１	宅地	３５０：７６	平成２０年１１月１１日

表題部（専有部分の建物の表示） 不動産番号 ０００００００００００００

オ 家屋番号 特別区南都町一丁目 ３番１の１０１ 余白

カ 建物の名称 Ｒ１０ 余白

① 種類	② 構造	③ 床面積 ㎡	キ 原因及びその日付〔登記の日付〕
居宅	鉄筋コンクリート造１階建	１階部分 １５０：４２	平成２０年１１月７日新築 〔平成２０年１１月１１日〕

ク 表題部（敷地権の表示）

①土地の符号	②敷地権の種類	③ 敷地権の割合	原因及びその日付〔登記の日付〕
１	所有権	４分の１	平成２０年１１月７日敷地権 〔平成２０年１１月１１日〕

所有者 特別区東都町一丁目２番３号 株式会社甲不動産

権利部（甲区）（所有権に関する事項）

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
１	所有権保存	平成２０年１１月１２日 第７７１号	原因 平成２０年１１月１１日売買 所有者 特別区南都町一丁目１番１号 甲野一郎

権利部（乙区）（所有権以外の権利に関する事項）

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
１	抵当権設定	平成２０年１１月１２日 第７７２号	原因 平成２０年１１月１２日金銭消費貸借同日設定 債権額 金４，０００万円 利息 年２・６０％（年３６５日割計算） 損害金 年１４・５％（年３６５日日割計算） 債務者 特別区南都町一丁目１番１号 甲野一郎 抵当権者 特別区北都町三丁目３番３号

＊ 下線のあるものは抹消事項であることを示す。 整理番号 Ｄ２３９９１ （１／１） １／２

見本

区分建物（分譲マンション）表題部（専有部分の建物の表示）

オ 家屋番号

分譲された建物、個々にこの家屋番号が付番されます。

カ 建物の名称

マンション名でなく、各戸の部屋番号が登記されることが通常です。ドアに記載されている部屋番号です。

キ 原因及びその日付（登記の日付）

建物が新築になった日付が記載されます。（　）内は登記年月日です。

ク 表題部（敷地権の表示）

一棟で登記した敷地権の目的たる土地の表示の土地の符号により、①敷地権（敷地利用権）の土地を特定します。②敷地利用権の種類を特定します。例題では所有権になっています。③敷地利用権の権利の持分を敷地権の割合として登記いたします。原因及びその日付は、敷地権になった日付及び（　）内は登記年月日になります。

◆お住まいのマンションについて

所　在　地 家 屋 番 号	名義人（所有者） 共有なら持分も	備　考
（記載例） 特別区南都町一丁目3番地1 特別区南都町一丁目3番地1の101	甲野　一郎	

◇お手元にあった書類や取り寄せた書類を記載しましょう

（３）決めておきたいこと

解説

何をしたいかによって、どのようなことをしなければならないかを次のとおりご案内します。相談にあたり参考にしてください。

①生前にスッキリさせたい場合（生前に効果を実現させる場合）

	やること	相談先
生前に売却・贈与する場合	登記簿の確認、隣地境界の確認、家財の整理	司法書士（25ページ） 行政書士（25ページ） 土地家屋調査士（25ページ） 不動産業者（25ページ） ファイナンシャルプランナー（25ページ）
賃貸する場合	家財の整理	―
	管理する人を決める	不動産業者（25ページ）
	任意後見契約（含む財産管理委任契約）の締結	司法書士（25ページ） 行政書士（25ページ）
	信託契約の締結	18ページ

②ご自分の相続がスムーズに進められるために準備しておく場合

	やること	相談先
・相続登記がされていない ・建物が未登記 ・相続財産が未分割であることがわかった場合	相続登記	司法書士 行政書士 土地家屋調査士 （未登記の場合） ファイナンシャルプランナー （未分割の場合）
家族などに相続させる（遺贈する）	遺言書を作成 第２章５を参照	司法書士 行政書士 ファイナンシャルプランナー
自分の死亡後の住まいのことは遺産分割などにより家族の相談に任せるが、当面の管理者を指定しておく場合	信託契約や死後事務委任契約の締結 第２章２、６を参照	
不動産の取得者が売却予定の場合	登記簿の確認、隣地境界の確認（境界でもめている場合は、ご自身の代で解決させておく）	土地家屋調査士 不動産業者

◆今のお住まいをどうしたいですか。

ここに記載したことにより、遺言のような法律上の効果は発生しませんのでご注意ください。

また、家財の整理も考えておきましょう。相続人にとってお金も負担もかかることを忘れずに！

～土地について～

自分が生きている間

- ☐ 売りたい
- ☐ 貸したい
- ☐ 死ぬまで住み続けたい
- ☐ その他

自分が死んだ後、相続する場合

- ☐ 自分が死んだ後、相続人の間で相談してほしい
- ☐ 特定の家族などに引き継がせたい
- ☐ その他

～建物について～

自分が生きている間

- ☐ 売りたい
- ☐ 貸したい
- ☐ 死ぬまで住み続けたい
- ☐ その他

自分が死んだ後、相続する場合

- ☐ 自分が死んだ後、相続人の間で相談してほしい
- ☐ 特定の家族などに引き継がせたい
- ☐ その他

◆お住まい以外に所有している不動産について

お住まい以外に所有している不動産（土地、建物）があれば記載してください。お住まいの時と同じように記載しましょう。

◆土地

所　在　地	地番(※)	名義人（所有者） 共有なら持分も	どのように管理 しているか	どうしたいか
(記載例) 横浜市中区太田町 二丁目	500番	神奈川　権平	自分が管理 している	長男に管理して 欲しい

◇お手元にあった書類や取り寄せた書類を記載しましょう

◆建物

所　在　地	家屋番号	名義人（所有者） 共有なら持分も	備　考
(記載例) 神奈川県横浜市 中区太田町二丁目	261番	神奈川　一郎 持分2分の1	土地は〇〇さん の所有

◇お手元にあった書類や取り寄せた書類を記載しましょう

◆ほかに借りている土地や建物はありますか？

あればそのことについても書きましょう

	所在地 借りている相手	地番・種別（土地建物） 住　所	契約期間 連絡先	契約書の有無
記載例	神奈川県横浜市中区太田町二丁目 神奈川　田吾作	300番１・土地 横浜市中区太田町2-22	2020年12月31日まで 045-999-9999	あり
1				
2				
3				
4				

◆他に資産はありますか？

預貯金	金融機関名	支　店	金　額	備　考
借入金、ローン	借入先	金　額	返済方法	備　考
生命保険等	保険会社	種類、内容	受取人	備　考
その他	名　称	内　容	保管場所	備　考

その他、伝えておきたい事項

お住まい以外に所有している不動産（土地、建物）があれば記載してください。お住まいの時と同じように記載しましょう。

☐ 近所の人との申し合わせ事項がある（隣地境界等）

☐ 接道の関係で建て替えができない

☐ 専用道路の権利関係が複雑

☐ その他

他に話し合ったこと、備忘録